

友だち追加することで、市から防災情報やイベント情報などのメッセージを受け取ることができます。また、トーク画面を開くと表示されるメニューの「受信設定」から自治区等を設定すると、お住まいの地域の「ごみ収集日のお知らせ」を収集日の前日に受信することができます。ぜひ、ご利用ください。



友だち追加はこちら

マーク・略語について

時…日時・期間 場…場所 内…内容 講…講師 対…対象 定…定員 料…料金 申…申込み 持…持ち物 その他 問…問い合わせ

送付と振込

8月期の障害者福祉手当を振り込みました

該当者で振り込みのない人は、ご連絡ください。
なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人で申請していない人は、障害福祉課(本庁舎1階)または各支所まで申請してください。
※市民税課税状況や施設入所などにより支給できない場合があります。
申請に必要なもの:本人名義の預金通帳、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカードまたは通知カード
障害福祉課(☎537-5786)

募集

「高尾山、キノコの森の観察会」参加者を募集します

9月17日(土) 午前10時～正午 ※小雨決行
高尾山自然公園(大字横尾)
定20人程度(多数時は抽選)
申し込みはがきまたはファクス、Eメールで、参加者全員の氏名・年齢、代表者の住所・電話番号を、9月7日(水)必着までに公園緑地課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎537-5975 FAX538-1249 ▼koen1@city.oita.jp)へ。



就労ピアサポートサロン おおいた参加者募集

毎月第3日曜日 午前10時～正午
J:COM ホルトホール大分3階 障がい者交流室
同じ障がいのある人同士の交流と就労に関する相談・交流・情報交換など
※事前申込みは不要です。
障害福祉課(☎537-5658)

市道名称の確認に「おおいたマップ」をご利用ください

市ホームページのおおいたマップ(掲載マップ一覧から「道路情報・開発行為区域」を選択)で市道のおおよその位置と路線名の情報を提供しています。
土木管理課(☎537-5992)

農業委員会からのお知らせ(☎585-5076)

農地の無断転用や耕作放棄をなくしましょう
農地の転用には、農地法による手続きが必要です。原状回復の命令や罰則の適用もありますので、無断転用はやめましょう。
また、耕作放棄は雑草による病害虫の発生など、周辺地域に多大な迷惑をかけます。適正な管理をお願いします。
農地の転用や売買・貸借に関する相談や申請を受け付けています。気軽にお申し出ください。
議事録の公開
毎月の定例総会の議事録を市ホームページで公開しています。

森林の取得や伐採には届け出が必要です

森林の取得
売買や相続、贈与などにより地域森林計画の対象森林を新たに取得したときは、森林の土地所有者となった日から90日以内に届け出が必要です。
森林の伐採
地域森林計画対象森林の立木の伐採を行う場合は、面積にかかわらず、行為の90日前から30日前までに届け出が必要です。
※各届け出様式など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
林業水産課(☎537-5783)

上下水道局用地を売却します

所在:大字市宇井ノ上678番4 地目:宅地 地積:463.28㎡
入札期間:10月4日(火)午後1時～11日(火)午後1時
参加申込期間:9月2日(金)午後1時～20日(火)午後2時
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
上下水道局経営企画課(☎538-2424)へ。

空き家相談出張窓口を開設します

9月15日(休) 午前10時～正午、午後1時～3時
J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ
空き家の管理や利活用など空き家に関する相談を受け付けます。
事前予約は不要です。
住宅課(☎585-6012)

女性のためのがん検診無料クーポン券は使いましたか?

乳がん検診:昭和56年4月2日～57年4月1日生の女性
子宮頸がん検診:平成13年4月2日～14年4月1日生の女性
※いずれも令和4年4月20日時点で、大分市に住民登録が必要
無料クーポン券は7月に送付しています。紛失等により再交付を希望する人は電話で保健所健康課(☎536-2562)へ。

鳥獣被害対策の費用を一部補助します

鳥獣被害防護柵資材の購入費
対象資材:電気柵、鉄線柵、トタン柵
農林業被害または人身被害を防ぎたい個人・法人
自衛捕獲用わなの購入費
対象動物:イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、カラスなど
市内に居住の農業者で、わな猟免許を有し、ハンター保険などに加入し、市内で駆除を行う人
購入・設置期間:5年2月末までに防護柵を設置・わなを購入
期限:5年1月31日(火)予算に達し次第終了)
購入後の申込みはできません。申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
林業水産課(☎585-6021)へ。

機械式はかりの定期検査を行います

計量法第19条による「はかり」の定期検査を支所所管区域(野津原は除く)で、9月14日(水)～11月14日(月)に行います。
取引や証明に「はかり」を使用する事業者は、2年に1回の定期検査が必要です。対象事業者には文書をお送りしています。届いていない場合はご連絡ください。
商工労政課(☎537-5625)

ひとり親家庭等医療証の更新申請はお早めに

ひとり親家庭等医療証をお持ちの人は、12月以降の資格を更新する手続きが必要です。該当者には更新申請書を送付していますので、10月31日(月)までに提出してください。更新申請書が届いていない場合は、ご連絡ください。
子育て支援課(☎537-5796)

野外焼却は控えましょう

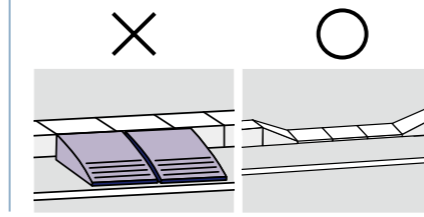
野外焼却による煙や悪臭の苦情が多くなっています。近隣の迷惑になるような家庭での野外焼却は控えましょう。草やせん定した枝なども、透明または半透明のごみ袋(45ℓ)2袋以内であれば、週後半の燃やせるごみの収集日にごみステーションに出せます。
ごみ減量推進課(☎537-5687)

市在宅医療・介護連携支援センターをご利用ください

在宅医療と介護を結びつけるコーディネート機関として、医療・介護関係者の連携をサポートすることで、高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを支援します。詳しくは、市在宅医療・介護連携支援センター(☎529-7851)へお問い合わせください。

危険です! 道路上に乗り入れブロックを置かないでください

車の出入りのために、乗り入れブロックや鉄板などを道路に置くと、歩行者がつかずいたり、バイクや自転車が転倒するなど事故の原因になることがあります。また、雨水の流れを止め、冠水の原因となることがあります。安全・安心に通行できるよう、道路上に乗り入れブロックなどを設置しないでください。なお、歩道の切り下げが必要な場合は、自己負担で工事を行うことができます。詳しくは、お問い合わせください。
土木管理課(☎537-5992)



中小企業者・小規模事業者等が行う新型コロナウイルス感染症対策等の取り組みに係る経費を一部補助します(後期)

申込期間:9月15日(休)～26日(月)
※予定数を上回った場合は抽選。達しない場合は12月23日(金)まで先着順にて受け付け。
対象事業:アクリル板やCO2センサー設置、非接触注文システムの導入など 補助率:3分の2(上限30万円)
市ホームページのオンライン申請システムから申し込んでください。(申込用紙を直接または郵送で提出も可)
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
商工労政課(☎537-7294)へ。

要介護(要支援)認定申請の手続き

介護保険のサービスを利用するためには、要介護(要支援)の認定を受けることが必要です。
65歳以上の人、特定疾病に該当する40歳～64歳の人
窓口:長寿福祉課(第2庁舎2階)、各支所、東部・西部保健福祉センター
必要なもの:介護保険被保険者証、主治医の氏名・医療機関名、マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類
※40歳～64歳の方は、健康保険被保険者証と特定疾病名も必要です。
長寿福祉課(☎537-5743)

都市計画の決定にかかる素案縦覧・公聴会のお知らせ

内容
①鶴崎駅前松岡線(変更) ②松原国宗線(変更) ③森雨水排水ポンプ場(決定)
素案縦覧
9月5日(月)～20日(火) ③9月7日(水)まで
場都市計画課(本庁舎7階) ※①のみ県都市・まちづくり推進課でも縦覧可。
公聴会
10月4日(火) 午後2時～
①松岡校区公民館 ③市議会棟4階 全員協議会室
公聴会の申出方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
都市計画課(☎537-5965)へ。

お知らせ

防災学習車をご活用ください!

地域の自主防災訓練や学校・事業所等の防災訓練に活用できる、「防災学習車」を貸し出します。消防団員が現地できざまな訓練資機材を用いて防災学習を行います。
消防局総務課(☎532-2188)

市民課などの窓口時間を午後6時まで延長しています

9月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後6時

Table with 3 columns: 対象窓口, 午後5時15分以降の対象業務, 問い合わせ. Rows include 市民課, パスポートセンター, 国保年金課, 国民年金室, 障害福祉課, 子育て支援課, 子ども入園課, 税証明窓口.

ながらスマホはやめましょう

歩行中や運転中にスマートフォンを使用する「ながらスマホ」が原因で、交通事故に遭うトラブルが起きています。「ながらスマホ」は違法行為です。ルールを守り、交通事故から身を守りましょう。
生活安全・男女共同参画課(☎578-7541)

雨水貯留施設設置費を一部補助します

補助金額:設置費用の2分の1に相当する額(雨水タンクは2万5,000円、浄化槽転用施設は5万円が上限)
※予算の範囲内で先着順
浄化槽転用施設は工事着工前の申請が必要です。対象者など詳しくは、河川・みなと振興課(☎578-7748)へ。